

特別徴収税額納入機関の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び日付を記載のうえ、第1回目の納入の際にゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

指 定 通 知 書

ゆうちょ銀行 様
郵便局長 様

年 月 日

特別徴収税額納入機関の指定について

このことについて、地方税法第321条の5第4項の規定により貴店・局を当市の市・県民税特別徴収税額の取扱店・局に指定したので通知します。

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯業二第3358号 |
| 2. 口 座 番 号 | 00180-1-960160 |
| 3. 加入者の名称 | 習志野市 |
| 4. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター
(〒330-9794) |

千葉県習志野市長

